

平成25年度における温室効果ガス等の排出の削減に 配慮した契約の締結実績の概要

国立大学法人茨城大学

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、平成25年度における温室効果ガス等の排出削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので公表する。

1. 平成25年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成19年12月7日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）に努めた。

2. 環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務について、25年度本学において該当はなかった。

3. その他の環境配慮契約に係る事項

学内において、環境配慮契約法及び基本方針に基づき、温室効果ガス等の削減に配慮した契約を推進するよう周知を図った。